

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・見積依頼中の案件（様式1）に対し、期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を含む）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人および被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

2 問い合わせ先

〒753-8504 山口県山口市滝町1番1号
中国四国管区警察局山口県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 083-933-0110（内線6040）
メールアドレス yamaguchi.CGA@npa.go.jp

3 見積書の提出について

見積書は原則として調達ポータル（政府電子調達(GEPS)）により提出するものとします。
ただし、調達ポータルにより難しい場合には、電子メール等により提出してください。

- (1) 調達ポータルによる場合
 - ア 当該システムに定める手続に従って提出してください。
 - イ 消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（以下、「税抜き金額」という。）を入力してください。
- (2) 電子メール、郵送等による場合
別紙（見積書作成要領）を参照してください。

4 相当品による見積りについて

相当品による見積書の提出を希望する場合は、見積書提出前に様式2（納入物品相当品審査申請書）により申請を行い、承認を得てください。申請にあたっては、相当品として申請する物品のカタログ等を添えて、見積書提出締切の2開庁日前までに上記2の電子メールアドレス宛に提

出してください。

5 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内であり、最も安価な価格を提示された者を契約の相手方とします。
- (2) 見積額は当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとします。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最も安価な価格を提示した者が2者以上あるときは、予算決算及び会計令第83条の規定にならい、くじにより契約の相手方を決定します。くじ引きは原則として調達ポータルの子じにより行うので、郵送または持ち込みにより見積書を提出する場合においても電子くじ番号を必ず見積書に記載してください。
- (4) 契約金額は原則として、調達ポータルに入力された税抜き金額に当該金額の10パーセントに相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額または見積書記載の消費税等を含んだ金額となります。

6 見積り合わせの結果について

契約の相手方に決定した事業者には当部から連絡します。また、見積書を提出された事業者は見積提出締切後、上記2に問い合わせいただければ金額等をお伝えします。

7 契約書の作成要否について

会計法令等に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成します。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 契約の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 当部の都合により、見積依頼の途中であっても調達を中止する場合があります。
- (5) 本件契約に係る言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 履行完了後、適法な請求書を受理した日から、30日以内（工事請負契約は40日以内）に支払うものとします。

見積書作成要領

1 記載事項

- (1) 見積書作成年月日
- (2) 宛名
- (3) 住所及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）
- (4) 案件名
- (5) 数量（「一式」と記載すること。）
- (6) 見積金額
- (7) 代表者印を押印しない場合は、事務担当者の氏名及び連絡先
- (8) 電子くじ番号（任意の3桁の数字）

2 電子メールによる場合

- (1) 締切日時までに電子メールアドレス（yamaguchi.CGA@npa.go.jp）宛にPDF形式で送付し、送付後は電話にて到達確認をすること。
- (2) メール件名は「〇〇（案件名）の見積書提出」とすること。
- (3) 送信するデータにはパスワードをかけること。また、パスワードは、見積書送付のメールとは別の方法により当部に通知すること。

3 郵送、持ち込みによる場合

締切日時までに下記住所宛に提出すること。

〒753-8504 山口県山口市滝町1番1号

中国四国管区警察局山口県情報通信部 通信庶務課

(見積書記載例)

見積書

見積書作成年月日

令和 年 月 日

中国四国管区警察局山口県情報通信部長 殿

県市** **
株式会社** **
代表取締役 ** **印
TEL :

代表者印を押印しない場合は担当者の氏名・連絡先を記載してください。

担当者
連絡先

件 名 △△△△ほか購入
見積有効期限 ×××まで

見積金額 〇〇〇〇円 (消費税等込み)

1式としてください。

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
△△△△ほか		1	式	●●●	●●●	
小計					●●●	
消費税等					●●●	
合計					●●●	

任意の3桁の数字を記載してください。

電子くじ番号 : ●●●

様式1

件名	〇〇〇〇〇				
見積依頼日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	納入期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
見積書提出期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	/			
履行場所	山口県山口市滝町1番1号 中国四国管区警察局山口県情報通信部				
担当者	中国四国管区警察局山口県情報通信部通信庶務課〇〇係				
本件担当者連絡先及び書類送付先	電話:083-933-0110 (内線)6040 メール:yamaguchi.CGA@npa.go.jp				
No.	品名	規格	数量	単位	相当品等
1					
2					
3					
4					
5					
備考					

様式 2

納入物品相当品審査申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局山口県情報通信部長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
代表者連絡先
担 当 者 名
担当者連絡先

下記物品について、仕様を満たすものであるため、相当品審査を申請します。

記

件名 : _____

No.	申 請 規 格

※規格等が確認できる資料を添付すること。